

## 第3章 長期的な目標

### 1 目指すべき環境像

本県は、「日本のひなた宮崎県」というキャッチフレーズが示すとおり、温暖な気候のもと、豊かな森林や水資源、そこに育まれる多様な動植物など、「太陽と緑の恵み」により素晴らしい環境が育まれています。将来の世代もこの豊かな恵みを享受できるよう、環境を保全し、県民のかけがえのない財産として、将来の世代に引き継いでいくことは、現代を生きる私たちの重大な責務です。

しかしながら、大量生産・大量消費型社会の進展は、私たちに物質的な豊かさや生活の利便性をもたらす一方、地球温暖化や資源の枯渇、生態系の破壊など地球規模の環境問題を引き起こしてきました。本県においても、すでに気温の上昇、大雨の頻度が増大するとともに、本格的な人口減少社会の到来、少子高齢化の進展、人口の偏在などによって、里地や里山などの維持が困難となり、生物多様性が低下するなどの影響が出ています。

このような中、平成27（2015）年の持続可能な開発目標（SDGs）を掲げる「持続可能な開発のための2030アジェンダ」や「パリ協定」の採択など、地球規模の環境の危機を反映した国際的合意が立て続けに行われました。こうした動きは、豊かな自然に恵まれた本県で暮らす私たちにとっても決して無関係ではありません。

環境問題は私たちのあらゆる社会・経済活動から生じていることを強く認識する必要がありますが、幸い本県は、豊かな森林や日照時間、水資源といった環境問題と向き合うための力強い手札を持っています。

こうしたことから、この計画においてはSDGsの考え方を取り入れ、「太陽と緑の恵み」を最大限に生かしながら、社会・経済の様々な側面から分野横断的に取り組むことにより、経済成長と環境保全が両立した持続可能な地域社会を構築していくこととし、目指すべき環境像を次のとおりとします。

ひと・自然・地域がともに輝く 持続可能なみやざき

## 2 令和 12（2030）年度の宮崎県の姿

本計画では令和 12（2030）年度に宮崎県が環境分野において次のような姿を実現することを目指します。

### 脱炭素社会構築に向けた取組をし続けている宮崎県

気候変動に適応するとともに、使用するエネルギーについて、再生可能エネルギーの導入によるグリーン化、省エネルギーによる最小化がなされ、温室効果ガス排出量が減少しています。

また、森林の適正管理により二酸化炭素吸収量が確保され、脱炭素社会の構築に向け前進し続けています。

### 循環型社会が定着した宮崎県

廃棄物が適正に処理され、食品ロスの削減など 4R（リフューズ、リデュース、リユース、リサイクル）の取組が実践されており、県民、事業者が環境にやさしい循環型社会が定着しています。

### 大気や水などの環境が保全されている宮崎県

大気環境・水環境保全のための監視・指導や合併処理浄化槽への転換等の促進により、良好な生活環境が保たれるとともに、環境影響評価により土地開発等の環境負荷が低減されています。

### 生物多様性が確保されている宮崎県

県民等が生物多様性の保全と持続的な利用の重要性を認識し、多様な森林づくりや自然環境に配慮した環境整備が推進されることにより、森林や河川などの特性に応じた生物多様性が確保されています。

### 多くの県民が保全活動に参加する宮崎県

学校、家庭、地域、職場における環境教育が推進されることにより、県民が環境に深い理解と関心を持ち、環境に関する意識改革が進み、それが各主体による環境保全活動へとつながっています。

### 県内各地で環境保全と経済活動がともに活発に行われている宮崎県

県内各地域で、恵まれた自然環境を生かした農林水産業やグリーン・ツーリズム、ワーケーション、再生可能エネルギーの地産地消などにより「地域循環共生圏」が形成され、環境保全と経済活動がともに活発に行われています。

### 3 温室効果ガスの削減目標等

#### (1) 令和 12 (2030) 年度の温室効果ガス削減目標

2050 年温室効果ガス排出実質ゼロの実現に向けて、国は地球温暖化対策計画において、令和 12 (2030) 年度の温室効果ガスを平成 25 (2013) 年度比で 46%削減することとしています。

このことを踏まえ、本県としても令和 12 (2030) 年度までの具体的な対策による削減効果等を積み上げ、温室効果ガス削減目標を以下のとおり設定します。

#### 令和 12 (2030) 年度の温室効果ガス削減目標

**平成 25 (2013) 年度比 50%削減**

#### (2) 令和 12 (2030) 年度の部門別温室効果ガス削減目標

令和 12 (2030) 年度の温室効果ガス 50%削減を達成するために必要な部門別目標は表 3-1 のとおりとなります。県全体の削減目標と合わせて、部門別での削減目標も意識して削減対策を進めていきます。

表 3-1 令和 12 (2030) 年度の温室効果ガス削減目標 (部門別)

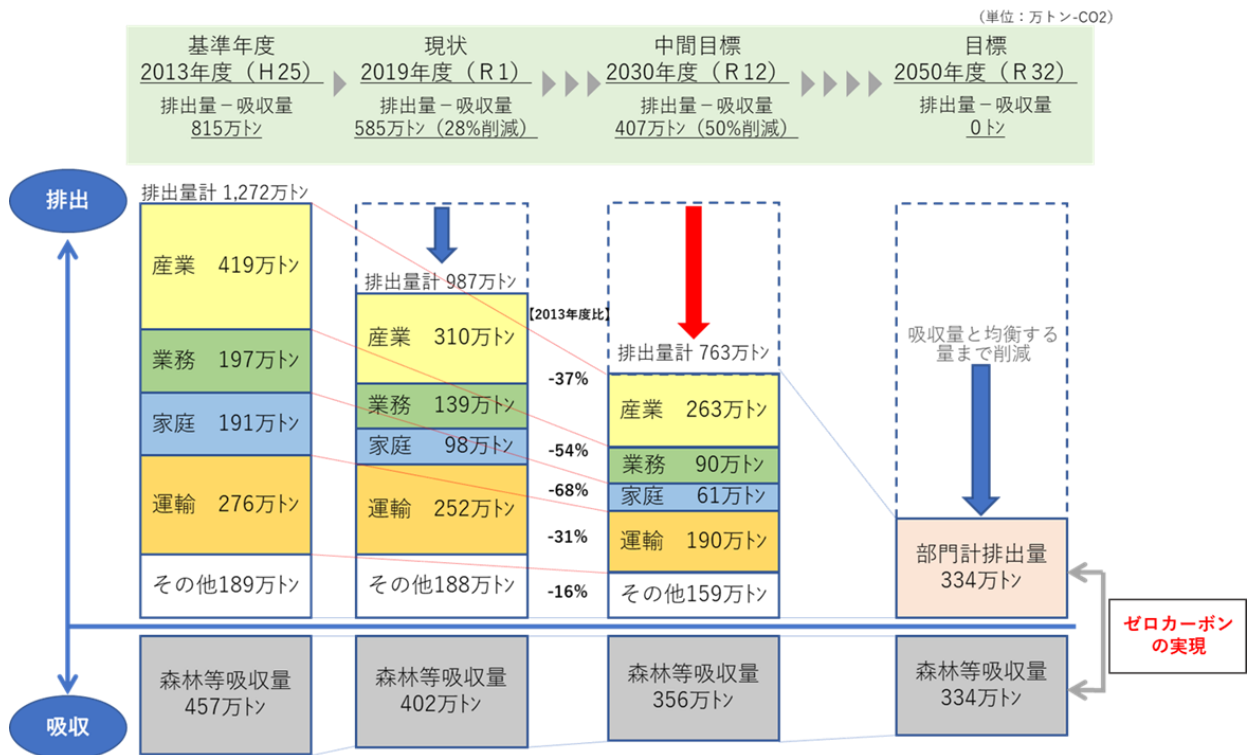
部 門		2013年度【実績】		2030年度【目標】	
		排出量 (千t-CO <sub>2</sub> )	排出量 (千t-CO <sub>2</sub> )	排出量 (千t-CO <sub>2</sub> )	2013年度比
エネルギー 起源 CO <sub>2</sub>	産業部門 <sup>※1</sup>	4,189	2,626	▲37.3%	
	業務部門	1,969	904	▲54.1%	
	家庭部門	1,913	608	▲68.2%	
	運輸部門	2,761	1,901	▲31.1%	
非エネルギー 起源	廃棄物分野 <sup>※2</sup>	330	234	▲29.1%	
	農業分野 <sup>※2</sup>	1,200	1,132	▲5.7%	
	その他 <sup>※3</sup>	358	223	▲37.7%	
計 (A)		12,720	7,628	▲40.0%	
森林等による吸収量 (B)		▲4,566	▲3,555		
吸収量含む合計 (A+B)		8,154	4,073	▲50.0%	

※1 エネルギー転換部門を含む

※2 非エネルギー起源CO<sub>2</sub>、メタン、一酸化二窒素

※3 工業プロセス、燃料の燃焼に伴うメタン、一酸化二窒素及び代替フロン等 4 ガス

図 13 温室効果ガス削減目標イメージ図



(3) 令和 12 (2030) 年度の再生可能エネルギー導入目標

令和 12 (2030) 年度の温室効果ガス 50%削減の達成に向け、本県における令和 12 (2030) 年度の再生可能エネルギー導入目標を以下のとおり設定します。

令和 12 (2030) 年度の再生可能エネルギー導入目標

再生可能エネルギー総出力電力 3,600MW

表 3-2 令和 12 (2030) 年度の再生可能エネルギー導入目標 (再エネ種別)

単位：MW

区分	2013年度(H25) 【基準年度】	2021年度(R3) 【現状】	2030年度(R12) 【目標】
再生可能エネルギー	1,361	2,697	3,600
太陽光発電	325	1,514	2,198
水力発電	1,002	1,010	1,012
風力発電	0	81	225
バイオマス発電	35	92	163
地熱発電	0	0	2

※四捨五入の関係で内訳と合計が一致しない場合がある。

## 4 施策展開において重要となる視点

平成 30 (2018) 年 4 月に閣議決定された国の第 5 次環境基本計画では、「持続可能な開発目標」(SDGs) の考え方に基づき、複数の課題を統合的に解決していくことの重要性が示されており、「環境・経済・社会の統合的向上」の具体化に向けて、6 つの重点戦略が示されています。

また、「地域ごとに異なる資源が循環する自立・分散型の社会を形成しつつ」、「地域資源を補完し支え合いながら農山漁村も都市も活かす『地域循環共生圏』を創造していくことを目指す」ことが示されています。

本計画においても、こうした考え方に基づき、本県の環境施策が環境課題の解決のみならず、経済・社会的な課題の解決や地域の活性化等にも貢献することができるよう、以下の 3 つの視点を持ちながら、分野別の施策・取組を着実に進めていきます。

### (1) 「SDGs」と「地域循環共生圏」

#### ア 「持続可能な開発目標」(SDGs)

平成 27 (2015) 年 9 月の国連総会において採択された「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」では、SDGs として 2030 年までに達成すべき 17 のゴール及び 169 のターゲットを設定し、「誰一人取り残さない」社会の実現を目指し、経済・社会・環境をめぐる広範な課題について、統合的に取り組むことを掲げています。

SDGs は一つの行動によって複数の課題を統合的に解決する「マルチベネフィット」を目指しており、今後、環境施策には、環境を保全することにとどまらず、環境保全の取組を通じ、経済・社会の諸課題を解決する役割が求められています。

このため、本計画においても SDGs の考え方に基づき、分野横断的に課題に取り組むことにより、経済成長と環境保全が両立した持続可能な社会の実現を目指します。



#### イ 持続可能な地域づくり～地域循環共生圏～ (ローカルSDGs)

地域経済が活性化するためには、森林資源や、太陽光・水力などの地域エネルギー、バイオマス資源、豊かな自然環境などの地域資源等を地産地消の取組などにより地域内で循

環させ、地域ごとに環境と経済が好循環する「自立・分散型」の社会を形成することが重要です。

また、都市と農村が、森・里・川・海での「自然的つながり」や、人、資金での「経済的なつながり」など、多様なつながりを生み出していくことで、相互に地域資源を補完し、支え合いながら、農山漁村も都市も活かす「地域循環共生圏」を創造していくことが重要です。

例えば、地域におけるバイオマスを活用した再生可能エネルギー等を活用した自立・分散型エネルギーの導入によって、域外への資金流出の抑制を図るとともに、地域の雇用の創出、災害時のエネルギー確保が可能となり、再生可能エネルギーによる地域活性化や域内での資金循環等が図られます。

本県には、それぞれの地域で脈々と受け継がれてきた生活や伝統、歴史文化、自然景観、産業基盤などの地域資源が豊富に存在しており、これらを活かしながら地域を活性化していくことが求められています。

このため、本計画においても、国の提唱する「地域循環共生圏」の考え方にに基づき、各地域がそれぞれの特性・強みを生かした自立・分散型の社会を形成しながら、近隣地域等と広域的なネットワークを形成することで相互に補完し支え合う地域づくりを目指します。



## (2) 国際的な課題への地域での取組 ～気候変動、プラスチックごみ～

近年、気象災害や猛暑などの気候変動リスクが顕在化しており、県民アンケートでも関心のある環境問題として51.8%の方が「気候変動の影響」を挙げています。

平成30(2018)年10月にIPCC(気候変動に関する政府間パネル)が公表した「1.5℃特別報告書」では、2050年前後には世界のCO<sub>2</sub>排出量が正味ゼロとなっていることを求めており、排出量削減に向け各国の取組が求められています。

資源循環の分野では、海洋に流出した海洋プラスチックごみが世界的な課題となっており、生態系を含めた海洋環境の悪化や海岸機能の低下、景観への悪影響など様々な問題を引き起

こしています。

気候変動、資源循環いずれの問題もグローバルな課題ですが、同時に私たちの生活とも密接に関係するローカルな課題として取り組む必要があります。

### (3) グリーンリカバリー

新型コロナウイルスが人の健康及び経済社会にもたらした影響は大きく、人やモノの移動の制限により世界のエネルギー需要は減少しています。しかし、これは産業構造の転換の結果ではないため、経済が回復すればすぐ元に戻ってしまいます。これは平成 20 (2008) 年に起きたリーマンショック時の、経済回復期に温室効果ガスが急増したことから明らかです。今回もまた経済活動のみを優先し、これまでどおり化石燃料に依存した大量消費型の産業構造に戻るとすれば、地球温暖化は一層加速してしまいます。

「グリーンリカバリー」とは、新型コロナウイルスなどの影響を受けた経済の回復に当たり、今までの社会に戻すのではなく、地球温暖化対策やSDGsを同時に実現し、持続可能な社会への転換を目指す復興プランです。温暖化の進行を防ぎつつ、より災害に強い社会の構築のために経済刺激策の資金を使っていくという考え方で、EU(欧州委員会)では成長戦略として位置づけており、我が国も令和 2 (2020) 年 9 月 3 日に国連と共催で「新型コロナウイルスからの復興と気候変動・環境対策に関するオンライン・プラットフォーム」を開催し、コロナ復興において、経済社会の脱炭素社会、循環経済・分散型社会への移行が必要であること等を発信しています。

本県の環境に関する施策についても、グリーンリカバリーの視点を持って展開する必要があります。